

令和7年9月30日 富津市教育委員会告示第6号

## 富津市史跡内裏塚古墳群保存活用計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡内裏塚古墳群の適正な保存及び活用を図る富津市史跡内裏塚古墳群保存活用計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、学識経験者等からの意見を幅広く聴取するため、富津市史跡内裏塚古墳群保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し必要な事項を調査審議し、意見を述べ又は助言を行うものとする。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了する日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に開催される会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(オブザーバー)

第7条 委員長は、第2条に規定する所掌事務を効率的かつ円滑に行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。